

平成15年度 市職員給与などの公表

(1) 人件費の状況（平成14年度一般会計決算見込み：平成15年9月19日現在）

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)平成13年度の人件費率
平成14年度	67,679人(15.3.31現在)	千円 21,002,871	千円 708,104	千円 4,167,077	% 19.8	% 20.6

(注)人件費には、三役や議員など特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成15年度一般会計予算）

区分	一般会計職員数(A)	給与				1人当たりの給与費(B/A)	職員総数
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成15年度	464人	千円 2,004,581	千円 238,981	千円 864,636	千円 3,108,198	千円 6,699	535人

(注)1.職員手当には、退職手当を含みません。
2.給与費は当初予算に計上された額です。
3.職員総数は、特別会計の職員を含む市役所職員の総数です。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成15年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		全職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
新津市	354,977円	42歳 2月	380,515円	49歳10月	329,475円	38歳 1月	356,745円	43歳 0月
新潟県	359,981円	42歳 8月	336,142円	45歳 5月				

(4) 職員の初任給の状況（平成15年4月1日現在）

区分		新津市		国		新潟県	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	171,500円	185,600円	I種 180,900円 II種 171,500円	I種 200,200円 II種 185,600円	174,832円 (178,400円)	187,768円 (191,600円)
	高校卒	139,500円	149,200円	139,500円	149,200円	141,120円 (144,000円)	151,900円 (155,000円)
技能労務職	高校卒	139,500円	149,200円	136,700円	146,200円	138,572円 (141,400円)	149,156円 (152,200円)
消防職	高校卒	157,500円	171,200円				

(注)1.初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。
2.新潟県では臨時的な給与削減を実施しており、()内は、給与削減前の額です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成15年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	284,700円	332,200円	397,200円
	高校卒	223,300円	273,980円	332,200円
技能労務職	高校卒	225,275円	257,900円	312,000円
消防職	高校卒	247,700円	291,767円	323,200円

(注)1.経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。
2.中途採用職員については、それぞれの前歴などの年数を規定により在職年数として換算し、あわせて市職員に採用後の在職年数も加算したものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成15年4月1日現在）

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	課長	課長 参事	課長 補佐	補佐 係長	係長 主査	係長 主査	主事 技師	主事 技師	主事 技師	
職員数	7人	18人	36人	86人	24人	57人	36人	5人	0人	269人
構成比	2.6%	6.7%	13.4%	31.9%	8.9%	21.2%	13.4%	1.9%	0%	100%
参考	1年前の構成比	1.1%	6.9%	12.0%	33.3%	6.9%	21.0%	17.7%	1.1%	100%
	5年前の構成比	2.0%	3.5%	9.0%	35.3%	9.5%	9.5%	21.4%	9.8%	100%

(注)1.新津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

市職員に支給される給与は、地方自治法と地方公務員法に基づき、市議会を経て定められています。
市職員の給与や定員管理などの実態について市民の皆さんに一層の理解をいただくため、平成十五年四月一日現在の状況を公表します。

事情により転校したい、今の学校に引き続き通学したい…などの悩みのために

学区外就学(通学)があります

市教育委員会では、児童・生徒本人や家庭の事情により、指定された通学区域と違う学校に通いたい、あるいは今の学校に引き続き通いたいという要望について相談を受け付けています。なお、現在下表の内容の学区外就学(通学)が認められています。

- **相談窓口** 学校教育課(市役所4階、☎24-2111 内線430) 教育センター(同、内線431)または各小・中学校の担当者へ あらかじめ電話でご相談ください。
- **相談期間** 随時受けられます。ただし、4月1日からの転校を考えている場合は、できるだけ前年度の11月末日までにご相談ください。

号	内容・対象	学区外就学(通学)の許可内容
1	特殊学級入級(小・中学校)	・居住する学区の学校に、障害の種類に応じた特殊学級がない場合、特殊学級のある学校に通学すること。
2	転居(小・中学校)	・転居により通学すべき学校が変更になる場合、現在の学校へ引き続き通学すること。
3	確実な転居予定(小・中学校)	・住居の新築や賃貸住宅への入居などで転居することが確実である場合、前もって転居先の学区へ通学すること。
4	一時転居(小・中学校)	・住宅の改築などに伴い、現在の学区とは異なる学区へ仮住まいしなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
5	地震などの災害による仮住居(小・中学校)	・地震などの災害により、現在の学区とは異なる学区での仮住宅に居住しなければならない場合、引き続き現在の学校へ通学すること。
6	学区外の下校先(小学校)	・児童の下校後、児童を保護できる人が自宅に誰もいなくて、自宅以外に下校して保護してもらうようになっている場合、その保護する人の居住する学区へ通学すること。
7	放課後児童クラブの入会(小学校1～3年)	・学区外にある「放課後児童クラブ」に入会している、または入会する予定の場合、その「放課後児童クラブ」のある学区の学校へ通学すること。
8	疾病など(小・中学校)	・疾病などで指定された学校への通学が困難である場合、または医療施設へ入院するなどの点で指定学校以外の通学が望ましいと認める場合、学区外へ通学すること。
9	緊急避難的な措置(小・中学校)	・いじめ、不登校、諸環境などによる児童生徒の精神的な苦痛などが、転校することによって解消されると考えられる場合に学区外通学をすること。
10	転校前の学校への復帰(小・中学校)	・転校後に不登校や不適応状態が継続し、転校前の学校に復帰することでこれらの問題が解消されると考えられる場合、または転校を予定している段階でこれらの問題が生じる可能性が高い場合、転校前に(現在)通学していた学校に引き続き通学すること。
11	兄弟姉妹関係(小・中学校)	・兄弟姉妹が、疾病などや緊急避難的な措置に該当して学区外通学を認められているとき、教育上および家庭生活上の理由から、兄弟姉妹と同じ学校に通うことが望ましく、学区外通学をすること。
12	通級(小学校)	・現在、通学している学校から特殊学級・通級指導教室への通級が認められているが、家庭事情などから所定の日時にその学校へ通わせることが困難な場合に、学区外の学校へ通学すること。
13	通学距離(小・中学校)	・通学区域の境界付近に居住し、指定された学校が近隣に設置された学校までの通学距離と比較し明らかに遠距離にある場合に近隣の学校に通学すること。
14	その他の教育的配慮	以上各号のほかに、児童・生徒にとって教育的見地や家庭生活上などの見地、または児童生徒の安全面から配慮が必要と考えられる場合に学区外の学校へ通学すること。(例：家庭の諸事情で学区外の親戚に預けられることになった、諸事情で住民異動届の提出ができない、離婚調停中である、親権者の問題がある、在日外国人、帰国子女、通学途上の安全問題など…)

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市



総合芸術空間

新津市美術館

- ところ 新潟県新津市蒲ヶ沢 花と遺跡のふるさと公園内
- 開館時間 午前10時～午後5時(入場は午後4時30分まで)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
- 問い合わせ ☎0250—25—1301

にいつ 新津

新津市第3次総合開発計画：平成7～16年度

- 水と緑のまち 快適で安らぎが漂うまち
- 人が輝き活力のみなぎるまち
- にぎわいと交流のまち
- 明るく元気なまち 健やかで優しさが響きあうまち
- 豊かな人間味と文化の薫るまち
- 個性豊かな文化のまち